

2020年10月 1日

【新規予備格付】

新生銀行

SSJ 再生可能エネルギープロジェクトボンド I 受益権/ABL： BBB

格付投資情報センター(R&I)は上記の格付を公表しました。

なお、本件は予備格付であり、最終的な契約内容などを確認し、改めて格付を付与します。

1. 案件の概要

格付対象は太陽光発電所 21 サイト（北海道、岩手、宮城、千葉、鹿児島）のポートフォリオを裏付としたプロジェクトファイナンス。

2. 信用格付

名称	SSJ 再生可能エネルギープロジェクトボンド I 受益権/ABL
格付アクション	符号の新規付与
予備格付	長期個別債務格付 / BBB
備考	格付は、信託終了日までに元本及び利息が全額支払われる可能性を評価している。

3. 格付対象

委託者	新生銀行	裏付資産	プロジェクト
受託者	新生信託銀行		
スポンサー	Sky Solar Japan		

名称	発行金額 (通貨)	劣後 比率	発行日 予定償還日 最終償還日	償還 方法	クーポンタイプ 利率
SSJ 再生可能エネルギー プロジェクトボンド I 受益権/ABL	※8,315,000,000円 (日本円)	—	※2020/11/30 — ※2040/ 5/31	—	—

※上記は計画であり、変更の可能性がある。

■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地 テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付(変更・取り下げ等を含む)に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html> をご覧ください。

<スキームの概要>

【当初】

- ① シニア貸付人及びメザニン貸付人はそれぞれHold Co.に対してシニアローン及びメザニンローンを実行する。なお、メザニン貸付人に対する債務及び保証債務がシニア貸付人に対する債務及び保証債務に対してそれぞれ劣後する旨を規定した債権者間協定書が締結される。
- ② シニア貸付人は、受託者にHold Co.に対する貸付債権等及び金銭を信託譲渡し、受益権を取得する。当該債権譲渡に関して、借入人であるHold Co.より確定日付を付した譲渡承諾書により、第三者及び債務者対抗要件を具備する。
- ③ 投資家（受益者又はABL貸付人）は委託者であるシニア貸付人から引受業者を介して受益権を購入し、又は受託者へのABLを実行する（受益権及びABLを格付対象という）。受託者はABLの借入金相当額の受益権を償還する。
- ④ Hold Co.はシニアローン及びメザニンローンにより借り入れた金銭を各プロジェクトSPC（計18）に対して貸し付ける（ICL）。各プロジェクトSPCは、Hold Co.より借り入れた金銭をもって既存ローン等を完済する。
- ⑤ プロジェクトSPCが保有する太陽光発電所は全て完工済みであるため、投資家は完工リスクを負わない。

【期中】

- ⑥ 電力供給契約に基づき、各プロジェクトSPCは各太陽光発電所にて発電した電気を各電力会社に供給し、各電力会社は買い取った電気の対価として各プロジェクトSPCに金銭を支払う。
- ⑦ 各プロジェクトSPCは、太陽光発電所の売電収入から必要な操業保守費用の支払いや必要な修繕費用等へのリザーブの積み立てを行った後のキャッシュフローを原資として、Hold Co.にICLの元利金を半年ごとに支払う。
- ⑧ Hold Co.はICLの元利金を原資として、受託者にシニアローンの元利金を、メザニン貸付人にメザニンローンの元利金を半年毎に支払う。各プロジェクトSPCによるICLの元利金の支払いに不足が生じた場合に備え、全プロジェクトSPCが保証人としてシニアローン及びメザニンローンに関するHold Co.の債務を受託者に対し連帯して保証する。
- ⑨ 受託者はシニアローンの元利金を原資として、投資家に格付対象の元利金を半年毎に支払う。
- ⑩ シニアローン及び格付対象の元利金はウォーターフォールに従って返済の繰り延べが可能な仕組みとなっている。
- ⑪ 年に2回計算されるDSCR（Debt Service Coverage Ratio）が一定水準を下回った場合、匿名組合員への支払いが停止され、さらに水準が低下した場合は匿名組合員への支払いを留保した金銭によりシニアローンが一部期限前返済される。

4. 格付の理由

(1) リスク要因

本件の主なリスクは、以下の通りである。

<仕組みに関するリスク>

- i) SPV（信託）の倒産隔離性
- ii) SPV（合同会社及び株式会社）の倒産隔離性
- iii) スワップカウンターパーティー破綻に関するリスク
- iv) 預金先金融機関破綻に関するリスク

■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地 テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体を負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html> をご覧ください。

<裏付資産（対象事業）に関するリスク>

- v) スポンサーの意思と能力（専門性・体制・実績）及びスポンサー破綻時の事業継続性
- vi) 事業計画の妥当性
- vii) プロジェクト用地の確保、許認可の取得等
- viii) 建設リスク
- ix) 事業運営・管理
- x) 収入及び費用
- xi) 事故・自然災害等

(2) リスク要因分析

i) SPV（信託）の倒産隔離性

- ・ 以下の対応がなされる予定であることを確認していることから SPV（信託）の倒産隔離性が高いと判断した。
- a) 信託方式であるため、資本的関係に関するリスクが切断されている。
- b) 信託方式であるため、人的関係に関するリスクが切断されている。
- c) 信託の目的により、事業リスクが限定されている。
- d) リングフェンス性について、信託財産と受託者の固有財産は分別して管理されている。

ii) SPV（合同会社及び株式会社）の倒産隔離性

- ・ 以下の対応がなされる予定であることを確認していることから、SPV（合同会社及び株式会社）の倒産隔離性が高いと判断した。

【Hold Co.】

- a) Hold Co.（合同会社）の持分はすべて一般社団法人が保有している。
- b) 合同会社の唯一の社員である一般社団法人の職務執行者はスポンサーと資本関係のない第三者から派遣される。
- c) Hold Co.の仕組み関係者は、Hold Co.の資産に対して強制執行を行う権利を放棄しており、かつ Hold Co.に対して破産等の申し立てを行わないことを約束している。
- d) Hold Co.の業務は、プロジェクト SPC に対する出資、貸付等に関連する業務に限定されている。
- e) 一般社団法人は倒産隔離性が確保された法人であり、理事および社員の全てがスポンサーと資本関係のない第三者から派遣される。

【プロジェクト SPC】

- a) プロジェクト SPC（合同会社又は株式会社）の持分又は株式はすべて Hold Co.が保有している。
- b) 合同会社の唯一の社員は Hold Co.であり、また株式会社の取締役はスポンサーと資本関係のない第三者から派遣される。Hold Co.は上述の通り倒産隔離性の確保された法人である。
- c) プロジェクト SPC の仕組み関係者は、プロジェクト SPC の資産に対して強制執行を行う権利を放棄しており、かつプロジェクト SPC に対して破産等の申し立てを行わないことを約束している。
- d) プロジェクト SPC の業務は、本太陽光発電事業（以下、本事業）に関連する業務に限定されている。

iii) スワップカウンターパーティー破綻に関するリスク

- ・ シニアローンは変動金利である。Hold Co.は、金利上昇リスクを回避するため、金利スワップカウンターパーティーと固定払い／変動受けの金利スワップ契約を締結している。
- ・ 本件の金利スワップカウンターパーティーは、本件信用格付を上回る金融機関となっており、金利上昇リスクは限定されている。一方、スワップカウンターパーティーが破綻した場合、キャッシュフローが減少する可能性がある。このため、金利上昇リスクに関しては、本件のスワップカウンターパーティーの信用力に依拠すると判断した。

■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地 テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っており、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html> をご覧ください。

iv) 預金先金融機関破綻に関するリスク

- ・ 本件 SPV の口座は全て同一の預金金融機関に設置されており、本件信用格付を上回る金融機関となっている。当該金融機関が破綻した場合、キャッシュフローが減少する可能性がある。このため、本件信用格付は当該預金先金融機関の信用力に依拠すると判断した。

v) スポンサーの意思と能力（専門性・体制・実績）及びスポンサー破綻時の事業継続性

- ・ 本件に組み入れ予定である 21 サイトの太陽光発電所は、全てスポンサーである Sky Solar Japan が開発を行っている。Sky Solar Japan は 2009 年から当該事業に参入し、これまでに日本国内に 63 カ所の稼働済太陽光発電所を有する。太陽光発電所の企画・開発から、設計・施工、保守管理 (O&M) まで幅広く手掛けており、太陽光発電事業における専門性や実績を十分有していると考えられる。また、スポンサーの本事業における役割、代替性等から、本事業開始後において、スポンサーのデフォルトが本事業の継続性に影響を与える可能性は低いと判断した。

vi) 事業計画の妥当性

- ・ 本件の裏付資産となる太陽光発電所の開発を行ったスポンサーが、各発電所の事業計画の妥当性を検証している。プロジェクトの事業継続性やキャッシュフローの変動リスク、イベント発生リスク等、各リスク要因の検討を通じ、本件の事業計画の妥当性、実効性に問題がないと判断した。

vii) プロジェクト用地の確保、許認可の取得等

- ・ 本件の裏付資産となる各太陽光発電事業にて必要なプロジェクト用地は、各プロジェクト SPC が既に締結している土地賃貸借契約等に基づく土地利用権又は新たな土地賃貸借契約等の締結をもって、案件期間にわたり必要な土地の利用権原の確保がなされる予定である。案件期間にわたるプロジェクト用地の利用権原の確保、許認可の取得、スポンサーへのヒアリング等から、プロジェクト用地の確保及び許認可の取得等において本事業の遂行へ支障が生じ、あるいは本事業の事業継続性が失われるリスクが顕在化する蓋然性は低いと判断した。

viii) 建設リスク

- ・ 本件では全て完工済みの発電所を取得するため、格付対象の投資家は完工リスクを負わない。
- ・ 事業計画の内容、設備の内容、主要関係者の実績・体制、発電所の立地、第三者レポートの内容や、主要関係者へのヒアリング、現地実査の実施等を踏まえ、各太陽光発電所の発電設備の性能や信頼性、耐久性・堅牢性が総体として十分確保される蓋然性が高いと考えている。

ix) 事業運営・管理

a) AM 業者及び O&M 業者の業務体制について

- ・ AM 業者は本事業に関連したシニアローン契約、メザニンローン契約又は ICL 契約等に基づく権利行使及び義務の履行等に関連する業務を受託する。O&M 業者は本事業の運転・管理等に関する業務を受託している。
- ・ 本件の AM 業者及び実質的な O&M 業務を担っている業者はスポンサーのグループ会社が選任されている。スポンサーグループの実績・経験の確認、デューデリジェンス等から、本件の AM 業者及び O&M 業者は十分な実務能力や態勢を備えていると判断した。
- ・ AM 業務及び O&M 業務の代替可能性や、本件では AM 業務の承継及び O&M 業者の探索を主な業務内容とするバックアップ AM 契約を締結すること等から、AM 業者及び O&M 業者のデフォルトが本事業の継続性に影響を与える可能性は低いと判断した。

■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地 テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付(変更・取り下げ等を含む)に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html>をご覧ください。

b) モジュールメーカーのデフォルトリスク

- 各モジュールメーカーは案件期間にわたり、提供したモジュールの出力保証を付している。モジュールの性能の妥当性について第三者レポートの内容等（第三者認証の取得状況等を含む）により確認していること、モジュールの経年劣化リスクを分析に織り込んでいることから、各モジュールメーカーのデフォルトリスクが本事業に直接影響を及ぼすとは考えていない。ただし、産業用の規模の大きい太陽光発電事業を長期間にわたって実施した実績が国内外において十分にあるわけではないことから、PID (potential induced degradation) 等の大幅な性能劣化リスクに対する耐久性を確認する必要がある。
- PID (potential induced degradation) 等の大幅な性能劣化リスクに対しては、各メーカーによる出力保証のほか、殆どのサイトにおいて PID 耐性が確認されているモジュールを採用していること、キャッシュフロー低下時のリリース口座への送金停止といったスキーム上の措置等により、当該リスクは限定的と判断した。

x) 収入及び費用

- キャッシュフローが減少するリスクについては、日射量の減少リスク、モジュールの経年劣化リスク、系統運用上の出力制御要請リスク、運営費用・維持起業費の増加リスク、物価上昇リスク等のキャッシュフロー変動リスク、また発電所が複数あることによる分散効果、格付対象の利息及び元本が信託終了日までに支払われればよいこと等を踏まえ、標準シナリオ及びストレスシナリオ下のキャッシュフロー分析を行い、DSCR の水準が一定の水準を満たしていることを確認した。
- 一部の発電所は固定価格買取制度における指定ルールが適用される案件であり、無制限の出力制御要請を受けるリスクがある。R&I では、第三者レポート、公表データ、側面調査等を踏まえ、再生可能エネルギー電源やベース電源を含めた対象地域の電力需給の動向等を分析した。これらを基に、DSCR の要求水準やストレスシナリオを設定し、キャッシュフロー分析を行った結果、表題の格付を満たす水準であることを確認した。
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき、オフテイカーである電力会社は申し込みを受けた電力受給契約の締結に応じることを義務付けられている。加えて電力事業の公共性を鑑みるとオフテイカーの代替性は相応に高いことが想定されることから、電力会社のデフォルトが本事業の継続性に影響を与える可能性は低いと判断した。

xi) 事故・自然災害等

- 各発電所に係る事故、自然災害等のリスクについて、第三者レポート、ハザード情報、現地実査、保険の付保、現金準備金等から、当該リスクが顕在化する蓋然性は低いと判断した。

(3) 総合評価

格付対象を総合的に評価し、格付対象の長期個別債務格付を付与した。

■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地 テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体が発行する金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付(変更・取り下げ等を含む)に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html> をご覧ください。

5. 格付方法

格付対象の評価において、R&Iは主に以下の格付方法を用いた。

公表年月	項目
2020年4月	第1章 総論
2020年4月	第2章 各論 仕組みに関するリスク
2020年4月	第3章 各論 裏付資産に関するリスク 第19節 プロジェクト（PFIを含む）
2020年4月	第4章 各論 キャッシュフローリスク 第4節 プロジェクトファイナンスの分析方法

上記の格付方法は以下のホームページに公開している。

https://www.r-i.co.jp/rating/about/rating_method.html

■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-6273-7273

株式会社格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地 テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html> をご覧ください。

「格付提供方針等」3. に掲げる開示事項

(1) 信用格付業者の商号又は名称及び登録番号並びに当該信用格付業者に対して直近一年以内に講じられた監督上の措置の内容	
商号又は名称：株式会社格付投資情報センター 登録番号：金融庁長官（格付）第6号 直近一年以内に講じられた監督上の措置：なし	
(2) 信用格付を付与した年月日	
2020年 9月29日	
(3) 信用格付の付与に係る過程に関与した主任格付アナリストの氏名及び信用格付の付与について信用格付業者を代表して責任を有する者の氏名	
主任格付アナリスト：星野 寛人 信用格付の付与について代表して責任を有する者：住田 直伸	
(4) 信用格付の付与に当たり採用した信用格付の対象となる事項の区分及びその細目に応じ記載された以下の1)、2) の事項。並びに信用格付の対象となる事項の概要	
1) 信用状態に関する評価の前提となる事項及び信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準 「格付付与方針」及び「格付符号と定義」をご覧ください。 （格付付与方針） https://www.r-i.co.jp/rating/about/rating_grant.html （格付符号と定義） https://www.r-i.co.jp/rating/about/definition.html	
2) 信用格付の付与に係る方法の概要（ただし、重要なものに限る。） 本リリース「5. 格付方法」の項目をご覧ください。 信用格付の対象となる事項の概要：本リリース「3. 格付対象」の項目をご覧ください。	
(5) 格付関係者の氏名又は名称。ただし、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第三百十三条第三項第三号にある、ただし書きの定めに従う。	
組成に関する事務の受託者	新生銀行
原資産の主たる保有者	該当無し
発行者又は債務者	該当無し
損失の危険を移転する契約の締結者（第三者）	該当無し
特別目的法人	該当無し
特定融資枠契約の締結者	該当無し
(6) 信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であり、かつ、過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる場合には、その旨	
本信用格付の対象となる事項は、資産証券化商品の信用状態に関する評価ではありません。	
(7) 信用格付の付与が格付関係者からの依頼によるものでない場合には、その旨及び信用格付の付与に係る過程において格付関係者から公表されていない情報（信用評価に重要な影響を及ぼすと認められるものに限る。）を入手したか否かの別	
該当無し	
(8) 付与した信用格付について更新を行わない場合には、その旨及びその理由	
該当無し	

■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地 テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体が発行する金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html> をご覧ください。

(9) 付与した信用格付の前提、意義及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明（信用格付の変動の特性に関する説明及び信用格付の対象となる事項が信用状態の変化に関する情報が限定されている金融商品の信用状態に関する評価である場合における当該信用格付の限界に関する説明を含む。）

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがあります。

(10) 信用格付の付与に当たり利用した主要な情報に関する次に掲げる事項 1) 当該情報の概要 2) 当該情報の品質を確保するために講じられた措置の概要 3) 当該情報の提供者

1) 当該情報の概要	2) 当該情報の品質を確保するために講じられた措置の概要	3) 当該情報の提供者
案件関連契約書	信用格付業者への表明保証等	組成に関する事務の受託者、スポンサー
裏付資産に関するデータ・資料	信用格付業者への表明保証等	組成に関する事務の受託者、スポンサー

(11) 付与した信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価に関するものである場合には、次に掲げる事項

本信用格付の対象となる事項は、資産証券化商品の信用状態に関する評価ではありません。

金融商品取引業等に関する内閣府令第306条第1項第9号に基づく開示事項

信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価である場合、格付関係者に当該資産証券化商品の情報の公開を働きかけた内容及びその結果

本信用格付の対象となる事項は、資産証券化商品の信用状態に関する評価ではありません。

■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地 テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html> をご覧ください。